



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名

2017〔平成29〕年11月17日

準備書面 47

一被告国第16準備書面に対する反論一

～ (I A E A 事務局長報告書に関する主張に対する反論) ～

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



目次

| | | |
|-----|--|---|
| 第1 | はじめに | 3 |
| 第2 | IAEA事務局長報告書に関する被告国の主張が失当であること | 3 |
| 1 | IAEA事務局長報告書の性質に関する主張が失当であること | 3 |
| 2 | 地震ハザードの評価手法と津波ハザードの評価手法を混同しているとの主張（第3項の主張）が失当であること | 4 |
| (1) | 被告国の主張 | 4 |
| (2) | IAEAが津波ハザードに適用されると考えていること | 4 |
| (3) | 津波は海底における地震活動に随伴して発生する自然現象であること ... | 5 |
| 3 | 長期評価の考え方に基づいて津波高を予測すべきであったこと | 6 |
| 4 | 第4項（5頁以下）の主張が失当であること | 6 |

第1 はじめに

被告国は、その第16準備書面において、IAEA事務局長報告書に関して述べた原告準備書面22に対して反論をしている。しかし、原告準備書面22では、その冒頭で、「IAEA事務局長報告書には、その付属文書として『技術文書』が存在するため、本準備書面においては上記報告書の内容を紹介するに留め、別途「技術文書」の内容を踏まえて詳論する予定である。」と明らかにしていた。そして、技術文書をふまえて詳論したのが2016〔平成28〕7月21日付の年原告準備書面31である。したがって、被告国は、IAEA事務局長報告書に関する反論を行うのであれば、原告準備書面31の提出から既に1年以上経過しているのであるから、原告準備書面31において詳細に述べた技術文書を踏まえた主張に対する反論をすべきである。ところが、被告国は、技術文書については触れることなく原告準備書面22についてのみ反論をするに過ぎない。被告国は、技術文書も踏まえた反論を既に準備されているであろうから、本訴においても早急に主張されるべきである。

もっとも、いかに反論しようとも、もはや、被告らは長期評価を考慮しなければならず、長期評価を考慮した場合には本件津波に比肩する津波を予見することができたという原告の主張を否定することができないことは明らかである。

第2 IAEA事務局長報告書に関する被告国の主張が失当であること

1 IAEA事務局長報告書の性質に関する主張が失当であること

被告国は、IAEA事務局長報告書は、「福島第一発電所事故の法的責任を追究することを目的とした文書ではな」く、「福島第一発電所事故によって初めて得られた知見に依拠したものも含まれ、同事故前の科学的知見のみに基づいて記

載されたわけでもないし、同事故後において知見として必ずしも確立したものによらずに、注意的に喚起した部分も含まれている。」として、原告の主張について「記載の位置づけを正しく理解せずにするものであり、失当である。」と述べる。しかしながらこれは、原告の主張に対する反論として失当である。

原告準備書面 2 2 及び技術文書を参照して論じた原告準備書面 3 1 をみれば明らかなとおり、原告が主張の論拠とする部分は、事務局長報告書及び技術文書が、本件事故当時の知見や I A E A 技術基準（国際安全基準）に関して事実を述べ、それに基づいて I A E A が評価をしている部分である。

したがって、I A E A 報告書の意図とは関わりなく、事実認定の基礎としても全く問題はない。

2 地震ハザードの評価手法と津波ハザードの評価手法を混同しているとの主張（第 3 項の主張）が失当であること

(1) 被告国の主張

被告国は、I A E A 事務局長報告書でも指摘されている、「津波対策としてサイト地域で歴史上記録された最大の地震強度又はマグニチュードを増加させ、かつサイトから最も近い距離で起こると想定して安全裕度を増す」という考え方は、地震動に関する考え方であり、津波ハザードに関する考え方ではないと主張する。被告国の主張は、「震度又は規模を上乗せすることや最短の距離で発生すると想定すること」という「国際慣行（国際安全基準）」が、地震にのみ適用があり、津波については適用がないというものである。

(2) I A E A が津波ハザードに適用されると考えていること

被告国も認めるとおり、また実際を一読すれば明らかなとおり、I A E A 事務局長報告書や技術文書は津波ハザードを含めた記載となっており、地震ハザ

ードに限定して記載されていない。

つまり、IAEAが、「歴史上記録された最大の地震強度又はマグニチュードを増加させ」「かつサイトから最も近い距離で起こると想定」して津波ハザードに関する「安全裕度を増」さなければならぬと考えているのである。そして、その理由も、原告準備書面31の21頁以下で詳細に述べたとおり、IAEAは技術文書において詳細に説明している。

(3) 津波は海底における地震活動に伴って発生する自然現象であること

津波は、主に海底における地震活動に伴って発生する自然現象である。したがって、地震動の原因である地震において想定すべき考慮要素は、地震随伴事象である津波の発生源（波源モデル）である地震の想定においても、同様に妥当すべきものとするのが当然のことであって、地震動の原因となる地震と津波の原因となる地震とを分けて考えることの方がよほど不合理である。

また、原告の主な主張は、地震ハザードの評価手法を用いて地震を評価し、これを基礎として津波ハザードを評価すべきである、というものである。そして、地震ハザードの評価手法として、長期評価の手法は、津波評価技術の手法と比較して、IAEAの述べる国際安全基準により適合していたことは明らかである。津波評価技術において想定されている地震を、国際安全基準に適合した長期評価における想定地震に置き換えるべきことは当然のことである。そして、国際安全基準に適合していた長期評価を用いることにより、福島第一原発の敷地高に達する津波の発生、さらには本件津波に比肩すべき津波が容易に想定できたことは準備書面31において詳細に述べたとおりである。

なお、被告国は、佐竹健治氏の千葉地裁における証言（丙B40号証の2；千葉地裁第11回弁論期日尋問調書41頁）を引用して、津波に関する国際慣

行は存在しなかったとの主張をしている。しかしながら、佐竹氏は地震に関する専門家であっても、原子力行政、原子力規制の専門家ではないため、この部分に関する信用性は低い。

3 長期評価の考え方に基づいて津波高を予測すべきであったこと

被告国は、「長期評価の知見は、福島第一発電所事故当時において、科学的知見として信頼性が高いとはいえない部分があったのであるから、I A E A事務局長報告書の記載は、被告国が他の対策を採り得たことの根拠となるものではない。」と述べる。

しかしながら、この点に関しても、原告は準備書面31において詳細に述べているとおりであって、被告国の主張は失当である。

技術文書は、①専門家の中で意見に食い違いがある場合には、安全寄りの評価を行い、新しい知見を反映する必要があること、②有史データのみでは不十分であること（すなわち、有史データを用いて地震を推定している津波評価技術の地震想定が不適切であり、有史データのみを基礎をおかない長期評価の手法が、事故以前においても適切であったこと）を述べている。

このように、I A E A事務局長報告書や技術文書は、津波ハザードの評価にあたっては、仮に異論があるとしても、長期評価において明らかとなった知見を考慮して評価すべきであったと考えていることは明らかなのである。

4 第4項（5頁以下）の主張が失当であること

この部分については、この点のみを取りあげて反論をすること自体が誤導を含むというべきであり失当である。被告国は、原告の主張について「マグニチュード9の地震が類似する地質構造環境の異なる地域において発生していたことをもって、被告国の対策が不十分であったかのような主張をしている。」とまとめ

ているが、これは原告の主張を正解しないものといわざるを得ずり失当である。原告が I A E A 事務局長報告書のこの部分によって主張する趣旨は次のとおりである。

地震や津波といった外部ハザードについては、わずか数百年程度の短期間の観測データでは十分とは言えないこと、地震の観測の不確かさなどから、地震や津波といった外部事象の評価には非常に高い不確実性が見込まれる。そのため、十分な安全裕度を確保するために、当該原子力発電所が存在する地域において記録されているものに限定するのではなく、地震強度やマグニチュードを増加させたり、震源を最短距離におくことを想定するなどすることが国際安全基準では求められていた。そして、このような想定を行うに際して、世界各地の類似事例を参考にすべきことも I A E A の国際安全基準において推奨されていた。実際に、太平洋プレートという同じ地帯構造環境内において、過去にマグニチュード 9.5 の地震が起きていたこと、日本海溝が含まれる環太平洋帯においてマグニチュード 9 クラスの地震が発生していたのであるから、上記の I A E A 安全基準にしたがって、その事実を参考にすべきであった。このような I A E A 安全基準をふまえれば、既往最大により津波の想定を行った津波評価技術ではなく、長期評価の想定により対策を行うべきであった。長期評価の想定によれば、被告らは、本件津波と比肩する津波を想定することができ、本件事故を回避することができたにもかかわらず、それを怠ったことが問題であると主張しているのである。

原告は、「マグニチュード 9 の地震が類似する地質構造環境の異なる地域において発生していたこと」のみをもって、被告国の対応が不十分であると主張しているのではないのであり、被告国のこの点に関する主張は、原告の主張に対する

反論として失当である。

以上